

令和6年度 ECEQ®実施要項

第1章 総則

(名称)

第1条 ECEQ®は、Early Childhood Education Quality System の頭文字から成る名称であり、一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構（以降、当機構という）が開発した『公開保育を活用した幼児教育の質向上システム』のことをいう。

(1) ECEQ は商標登録を行い、ECEQ®と表記する。

(目的)

第2条 この実施要項は、ECEQ®を実施する園（以降、実施園という）、ECEQ®コーディネーター及び各都道府県私立幼稚園団体等が、ECEQ®を適正かつ健全に実施するために、その内容について定めるものとする。

(事務所)

第3条 ECEQ®に関する事務を行う主たる事務所を、当機構内事務室に置く。

第2章 ECEQ®の目的と実施内容

(実施目的)

第4条 ECEQ®は、学校評価の実施を支援し、実施園の幼児教育の質向上を図ることを目的とする。

(実施方法)

第5条 ECEQ®各 STEP は、次の方法にて行う。

- (1) STEP 1 から STEP 5 までのすべての段階に、ECEQ®コーディネーターが実施園に関わりながら実施することを基本とする。
- (2) STEP 1 から STEP 5 までの実施は、原則として年度の初めから終わりまでに完了する。

(実施内容)

第6条 前条の目的を達成するため、実施園は複数人の ECEQ®コーディネーターと共に次の内容を行う。

- (1) 実施園は STEP 1 から STEP 5 までの 5 STEP（全 5 段階）を行う。
 - ① STEP 1 【事前訪問】 園長や教頭等は ECEQ®の目的、趣旨、流れ等の説明を聞き、園運営についてのヒアリングを受ける。
 - ② STEP 2 【事前研修】 保育者は ECEQ®の目的、趣旨、流れ等の説明を聞き、事前研修を実施し、自園の良さや課題を抽出し自園の現状と課題を確認する。
 - ③ STEP 3 【準備】 公開保育当日に参加者に見てもらいたい項目や保育場面等を整理し「問い」づくりを行い、公開保育参加者を迎える準備を行う。
 - ④ STEP 4 【公開保育】 オリエンテーション、保育公開、分科会、全体会を行う。

⑤STEP 5【事後研修】公開保育時に参加者から得た意見や感想等を参考に、振り返りを行う。

- (2) STEP 4で公開するクラスは、3歳児、4歳児、5歳児の全クラスを原則とする。
- (3) STEP 4は特定の行事、預かり保育は公開対象としない。
- (4) STEP 4の分科会及び全体会は、ECEQ®実施園全保育者が参加できるように調整することが望ましい。
- (5) 実施園は5STEP終了後ECEQ®実施園記録を作成し、ECEQ®コーディネーターに提出する。

(実施時間)

第7条 各STEPの標準時間は次の時間数を標準とする。

- (1) STEP 1 1時間～1.5時間
- (2) STEP 2 2時間～3時間
- (3) STEP 3 2時間～3時間
- (4) STEP 4 5時間～6時間
- (5) STEP 5 2時間～3時間

(研修スタンプの発行)

第8条 STEP 4においては、公開保育の参加者および実施園の保育者に対し、研修スタンプ（俯瞰図番号B2文部科学省マネジメント分野）を発行することができる。STEP 2・STEP 3及びSTEP 5は、ECEQ®コーディネーターが関わる園内研修として位置付ける。

- (1) STEP 4の実施時間数に関しては、実施園担当のECEQ®コーディネーターと相談しその園の実情に合わせて設定する。

(実施対象)

第9条 ECEQ®は、実施を希望する園は実施することができる。

(実施申請)

第10条 ECEQ®実施申請は、実施希望園が申請用紙に必要事項を記入後、原本を実施園が加盟する各都道府県私立幼稚園団体事務局に提出。各都道府県私立幼稚園団体事務局は、当機構に複写データを提出、原本は各都道府県私立幼稚園団体事務局にて保管する。

実施申請書の提出は、ECEQ®実施年度の前年度2月から当該年度5月末までの期間とする。

(実施報告)

第11条 ECEQ®コーディネーターは、実施園が作成したECEQ®実施園記録を基にECEQ®コーディネーター報告書を作成する。実施園が内容を確認し、ECEQ®コーディネーター報告書に押印した後、実施園から各都道府県私立幼稚園団体事務局へECEQ®実施園記録とECEQ®コーディネーター報告書の原本を提出する。各都道府県私立幼稚園団体事務局は、当機構へECEQ®実施園記録とECEQ®コーディネーター報告書のデータを提出する。

報告書等の提出は、ECEQ®実施年度2月末までとする。

(実施認定証の発行)

第12条 ECEQ®5STEPを完了し、報告書等を当機構に提出し受理された実施園には、当機構より「ECEQ®実施認定証」を交付する。尚、「ECEQ®実施認定証」の再発行は再発行に係る経費を納入の上、交付する。

第3章 ECEQ®管理費に関すること

(管理費)

第13条 ECEQ®実施に際し、実施園は当機構へ管理費を納入する。ECEQ®管理費は、ECEQ®実施園認定に係る経費の他、ECEQ®研究開発費、ECEQ®コーディネーター養成等に使用する。

(1) 金額等は下記に定める

- ・新制度園 5万円
- ・自治体より施設関係者評価加算相当の補助金を受けることができた私学助成園 5万円
- ・自治体より施設関係者評価加算相当の補助金を受けることができなかった私学助成園 1万円
- ・全日本私立幼稚園連合会非加盟園 10万円

(2) 管理費の金額や納入方法の通知、及びその請求は、当該年度末に当機構より、各都道府県私立幼稚園団体を経由して実施園へ送付する。

第4章 ECEQ®コーディネーターに関すること

(資格)

第14条 ECEQ®コーディネーターは、当機構が主催するECEQ®コーディネーター養成講座の全課程を修了し、当機構のECEQ®コーディネーター認定証を有する者である。

- (1) ECEQ®コーディネーターは、有資格者としてその役割を自覚し、資格を有した後も研修を受講し自己研鑽に努めなければならない。
- (2) ECEQ®コーディネーターとしての責任を果たすことができない場合には、認定証を返上しなければならない。

(役割)

第15条 ECEQ®コーディネーターは、ECEQ®実施園または各都道府県私立幼稚園団体から依頼を受け、メインコーディネーターまたはサブコーディネーターとして、STEP1~5までの全段階に参加し、実施園の幼児教育の質向上に向け支援を行う。

- (1) メインコーディネーターとは、コーディネーターのリーダーとしてSTEP1~5を主に進行し、全段階終了後、ECEQ®コーディネーター報告書を作成する者である。
- (2) サブコーディネーターとは、STEP1~5までをメインコーディネーターと共にし、メインコーディネーターの補佐を行う者である。

(報酬及び交通費)

第16条 ECEQ®コーディネーターには、ECEQ®実施園または各都道府県私立幼稚園団体より報酬及び交通費が支給される。

- (1) 報酬金額は各都道府県私立幼稚園団体の規程等に基づき各都道府県私立幼稚園団体等がこれを定める。

第5章 ECEQ®にかかる事務について

(事務)

第17条 ECEQ®にかかる申請から報告書提出までの事務手続きは、実施園が加盟する各都道府県私立幼稚園団体事務局がこれにあたる。

- (1) 実施に際しての相談
- (2) 申請に関すること
- (3) STEP4 公開保育実施に関し、ゆたかなまナビによる研修会設定等を行うこと
- (4) 研修スタンプ発行に関すること
- (5) 各種報告書の提出、保管等に関すること
- (6) 管理費納入等に関すること
- (7) その他、各都道府県私立幼稚園団体等が必要と認める事項に関すること

(その他)

第18条 加盟園以外の園が実施する場合は、実施園所在地の各都道府県私立幼稚園団体がこれを行う。

第6章 補則

(補則)

第19条 この要項は、ECEQ®専門部会が起案し、執行役員会の決定を経て変更することができる。